

令和5年度 施設監査等における留意点等

1. 特定教育・保育施設の指導監査【①給付費おける確認監査】及び特定子ども・子育て支援施設等の指導監査【②無償化による指導監査】について **令和4年度より継続**

令和3年度より実施していますが、手法について下記のとおり変更しております。

- ・施設ごと、3年に1回の頻度で実施する予定です。
- ・事前提出資料は不要とします。
- ・福祉監査課で実施する施設監査と同日に、幼稚園・保育課幼保給付係で実施します。

(※監査日1か月前までに発出する通知に明記しています。)

2. 特定教育・保育施設等における施設監査・立入調査等の結果公表について **令和4年度より継続**
【対象:全特定教育・保育施設等】

令和4年度の施設監査・立入調査の結果について、今後市ホームページ上で公表する予定です。施設運営に当たって参考にさせていただき、適切な運営の確保につなげていただきますようお願いいたします。

厚生労働省より監査結果公表の重要性が下記のように示されていますので、その趣旨について、御理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

公表項目(予定)

- ①施設名
- ②監査実施年月日
- ③改善を要する事項の内容等(文書指摘事項)
- ④改善措置状況

■児童福祉法に基づく保育所等の指導監査の効率的・効果的な実施について

厚生労働省子ども家庭局保育課令和元年5月30日事務連絡(抜粋)

3. 指導監査の留意事項等について

(3) 保育所等の監査結果公表促進について

調査において、指導監査結果を公表することで、改善指示を受けた保育所等に対して不当に不利益を与える恐れがある等の理由から、指導監査結果を公表していない地方自治体が見受けられた。

一方、こうした懸念への対応として、既に指導監査結果の公表に取り組んでいる地方自治体の中には、指導監査での指摘事項に対する改善措置状況も含めて公表し、保育所等や利用者の不安を解消している取組もみられた。

保育所等の指導監査結果を公表することは、

- ・保育所等に対し、適切な運営の確保の促進につながり、もって指摘・助言事項の確実かつ適切な是正改善につながること
- ・都道府県等が、改善を求めている事項やポイントが明確となるため、他の保育所等の施設運営に当たっての参考となること等の利点が考えられることから、地方自治体においては、積極的に指導監査結果等の公表に取り組まれない。

また、公表に当たっては、保育所等の名称、指導監査での指摘事項及び指摘事項に対する改善措置状況も含め公表するとともに、HP等で広く住民に見える形で行うことが重要である点に留意されたい。

3. 令和5年度監査事前提出資料について 新規

国の法令改正に伴い、4月1日(条例施行日)より義務付け・努力義務化される重要な改正事項がございますので、その趣旨を踏まえ遺漏なく対応いただくよう、よろしくお願いいたします。

※施設の種別により改正内容が異なります。詳しくは令和5年3月27日付け幼稚園・保育課通知をご確認ください。